

## 家族信託のススメ

### 高齢者の5人に1人が認知症になる時代に！

2025年には、約800万人いると言われている団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、認知症患者は700万人になると推計されています。これは、65歳以上の高齢者の内、5人に1人が認知症になる時代があと10年も経たないうちにやってくることになります。



Q. 認知症になると何が問題となるのでしょうか？

A. 認知症になってしまうと、相続対策は一切できなくなります。

認知症を患うと相続対策を進める上で様々な弊害を受けることとなります。民法上、認知症を患った人は「意思能力のない者」として扱われます。そして意思能力がない人の契約行為などは「無効」、もしくは「取り消せる」ことになっています。もし医師から「認知症である」と診断を受けると、法律行為が無効とされ、具体的には次のような行為ができなくなります。相続対策にとってはどれも重要な内容であり、事実上、相続対策ができないこととなります。

- ・ 不動産の建設・売却・賃貸契約・預金口座の解約、引出し・生命保険加入
- ・ 子供、孫などへの生前贈与・遺言書の作成・養子縁組・遺産分割協議への参加等

### 認知症への備えとして家族信託を活用してみたいはいかがでしょうか？



Q. 最近耳にするようになった、家族信託って何ですか？

A. 家族信託契約とは、財産の管理を信頼できる家族に託す契約のことです。

信託とは、委託者と受託者、受益者の三者で成り立つ契約です。この契約を簡単に説明すると下記の通りです。

- (1) 委託者は受託者に財産を委託する・・・親
  - (2) 受託者は受託内容に従い財産を管理処分する・・・子ども
  - (3) 管理・処分によって得た財産や利益を受益者が受け取る・・・親や子ども等
- 家族信託とは、親（委託者）が信頼できる子ども（受託者）に財産を預けて、その財産（現金や不動産）の管理・処分などを任せるといった信託契約です。家族信託を使う主なメリットは、被相続人となる親が病気になったり、判断能力が衰えたり、認知症になっても、子どもが、親の代わりに相続対策を進められることです。

認知症になってからでは相続対策はできません。そこで認知症になる前にあらかじめ家族信託や遺言等によって対策を講じておくことが望まれます。